

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、多様な有為の人材確保、能力や適性に基づいた人材育成・活用、能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上、時間外勤務の上限制限を踏まえた適正な労務管理、柔軟かつ多様な働き方の推進などに言及しましたが、これらはすべての職員が健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

また、給与に関しては、令和4年4月の公民較差を踏まえ、月例給については4年ぶりの引上げ、特別給については3年ぶりの引上げを勧告しました。さらに、令和元年以降の報告で課題として言及してきた世代間の給与配分の適正化を行うために、令和5年4月1日から現行の給料表を見直すこととしました。

職員におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により2年半を超えて厳しい環境が続く中、感染防止対策に取り組みながら、県民の安全・安心の確保を第一に日々職務に尽力されていることに心からの敬意を表します。

ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーや原材料価格の高騰の影響等により、経済・雇用情勢の先行きは不透明ですが、引き続き、使命感と高い倫理観を持ち、時代の変化とともに複雑化、多様化する課題にも果敢に取り組まれることを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

県民の皆様におかれては、職員の適正な給与その他の勤務条件を確保するための勧告制度や人事委員会の役割について、深いご理解をいただきたいと思えます。

令和4年10月12日

三重県人事委員会委員長 降旗 道男